

柏崎あきんど協議会からのお知らせ

★令和6年度より、全事業において募集要綱・様式が改定されています。詳細は事務局までお問い合わせください。

①需要創出支援事業

“商談会への出展”、“新商品開発”、“試験的販売”等

新たな需要創出へ挑戦するお店に対する補助事業を実施します！

商品等の販路開拓、新たな見込み顧客への情報発信、新商品の開発及び消費者指向の情報収集など事業拡大を目的とした取り組みを行う事業者に対し、経費の一部の助成を行います。

【助成対象者】

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、次の各号に掲げる方が対象となります。

- ・柏崎商工会議所小売商業部会及びサービス部会のいずれかを主たる所属部会とするもの
- ・柏崎市商工会の会員であって、小売業及びサービス業のいずれかを営むもの

※その他対象者については、事務局までお問い合わせください。

【助成対象事業・助成対象経費】

助成対象事業	助成対象経費
(1)見本市・展示会・商談会	会場借上費、会場賃借料、ブース賃借料、出展小間料、参加負担金及びブース装飾に係る費用並びにこれらに係る委託料（その他対象外経費あり） サンプル購入費、当日配布するチラシ・リーフレット等の制作費 ※リモート商談会に係る経費も一部対象となりました。
(2)新商品開発、及びそれらに係る技術指導・助言	新商品開発に係る試作・改良（材料費・外注費）、アドバイザー等への謝金 パッケージのデザイン及び試作費 ※量産用の製作費は補助対象外
(3)市場調査及び試験的販売	調査、試験的販売に係る経費、並びにこれらに係る委託料（ただし、係員の旅費交通費を除く）
(4)その他会長が需要創出に効果があると特別に認める事業	内容について事前に協議し、会長が特別に認めた経費

【助成金額等】 助成対象経費の3分の2（内容により2分の1）以内の金額とし、20万円を限度とする。

【申請受付期間】 令和6年11月15日（金）迄

※詳しい条件や申請方法、要綱等については事務局（商工会議所）までお問い合わせください。

②人材育成支援事業

研修会受講料の一部を補助します！ご活用ください！

柏崎あきんど協議会を構成する団体の加盟事業所の経営者・従業員の皆様が、資質向上や自己研鑽の為に受講する研修会の受講料の一部を補助します。

【補助対象者】

柏崎あきんど協議会を構成する団体の加盟事業所（柏崎商工会議所小売商業部会・サービス部会、柏崎市商工会、各商店街振興組合、各業種組合等）で、小売・サービス業等の事業所の経営者及びその従業員。

【補助額】

食費・交流会費・宿泊費等を除く受講料の2分の1以内の額とし、1研修会3万円を限度とする。なお、1事業年度において、1事業者は合計6万円を限度とする。（受講料が1名につき5千円未満の研修は対象外）

※内容、業種によっては対象外になる場合もあります。詳しくは事務局（商工会議所）までお問い合わせください。

※年度予算範囲内での実施になりますので、ご希望の方はお早めにお申込みください。

※申請される方は、講習会の「実施機関」「講習名」「講習内容」「受講期間」「受講料」等のわかるものを印刷提出できるようお取り置きください。

③あきんど支援事業 商店街、商業関係団体が自ら実施する事業費の一部を助成します！

商店街、商業関係団体などが自ら商業の経営の活性化、高度化を図る事業を自立的に実施するにあたり、その事業費の一部を助成することにより事業の円滑な運営を推進します。

- 【助成対象者】** ①あきんど協議会を構成する商店街振興組合等 ②あきんど協議会を構成する業種組合
③商業振興を目的とする法人格を有する組織・団体
④その他会長の認める団体（規約及び口座を有していることが条件）

- 【助成対象事業】** (1)コミュニティ活動（イベント活動など）実践事業 (2)調査・計画策定事業
(3)研修（講演会等）事業 (4)情報化事業等の高度化実践事業

- 【助成額】** 助成対象者のうち、①・② 新規事業：助成対象経費の3分の2以内又は30万円以内
継続事業：助成対象経費の3分の1以内又は30万円以内
助成対象者のうち、③・④ 新規事業：助成対象経費の3分の2以内又は20万円以内
継続事業：助成対象経費の3分の1以内又は20万円以内

【申請受付期間】 令和6年11月15日（金）迄

④空き店舗活用創業等支援事業 中心商店街に新たに出店する方を応援します！

中心商店街の空き店舗を利用して新規出店する方に対して経費の補助を行っています。新規出店をお考えの方は、ぜひご利用ください。

【対象区域】

- ①駅前商店街 ②駅仲商店街 ③ニコニコ商店街 ④本町五丁目商店街 ⑤本町六丁目商店街
⑥諏訪町商店街

【対象者】

市内中心商店街の空き店舗で、創業又は、商店街以外からの移転等により、商業店舗をオープンされる方（対象外業種あり）

【対象経費】

改装費（什器、備品）、広告宣伝費、家賃

【補助金額】

助成対象経費の2分の1とする。ただし、出店内容によって補助限度額が変わります。

【申請受付期間】 令和6年11月15日（金）迄 ※詳しくは事務局（商工会議所）へお問い合わせください。



あきんど協議会LINE公式アカウントをご活用ください

柏崎あきんど協議会では、事業所向けの情報発信ツールとして LINE 公式アカウントの運用をしています。事業者向け支援メニュー、セミナーのご案内、国・県・市の施策情報を届けています。また、セミナーの申込受付や、業種を絞った連絡にも活用しております。ぜひ下記 QR コードからお友達追加をお願いします。

※事業所向けの情報発信用です。消費者向けのものではありません。

LINE 公式アカウント QR コード



【実際の画面】

☆友達追加されると、自動メッセージが届きます。『事業所名・お名前』を返信してください。※返信しないと、誰が追加されたがわからず、業種別のお知らせ等の活用ができませんのでご協力をお願いします。なお、個別のチャットは、他の方は見ることはできませんのでご安心ください。

《お申し込み・お問い合わせ先》 柏崎あきんど協議会事務局

①②④は柏崎商工会議所（TEL 22-3161） 又は ③は柏崎市商業観光課（TEL 21-2335）